

フィデューシャリー宣言への取り組み状況を評価するための成果指標(KPI)

セゾン投信株式会社は、金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる7原則すべてを2017年4月25日付で採択いたしました。

下記に記載する成果指標(KPI)は、当社「フィデューシャリー宣言」の各内容に関し、その取り組み状況を評価するために定めた「独自指標」及び金融庁が公表を行った「共通KPI」を示しています。この成果指標は、今後必要に応じ見直してまいります。(下線は今回の改定箇所です。)

■印が成果指標(KPI)です。

金融庁が公表を行った「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」

- 投資信託の運用損益別顧客比率
- 投資信託の預り残高上位20銘柄のコスト・リターン(※当社が販売を行う投資信託は2銘柄のみ)
- 投資信託の預り残高上位20銘柄のリスク・ターン(※当社が販売を行う投資信託は2銘柄のみ)

※上記3つの項目の定義・算出方法は下記金融庁ホームページをご参照下さい。

<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180629-3/02.pdf>

フィデューシャリー宣言

1. お客さまの最善の利益の追求

(1) 当社は、生活者の経済的自立のお手伝いをすることが社会的使命と考え、そのために必要な企業文化を構築し、保持いたします。

■経営陣及びアドバイザーからの社員向け講話回数

(2) 当社は、生活者の経済的自立の実現のためには、長期投資の理念に立脚した資産形成が必要不可欠との考えから、その業務を行ってまいります。

■インベスター利回りと基準価額騰落率の差

※ 当社では、生活者の経済的自立の実現のためには、目的に合った商品を選択することに加えて、積立て購入を行うことなどにより相場の状況に左右されることなく、計画的に購入することが重要であると認識しているため、基準価額の騰落率だけでなく、お客さまの運用による成果を測る指標であるインベスター利回りを重視しています。

インベスター利回り:(お客さまの運用による成果を測定するための指標)

日々のファンドへの純資金流出入額と、期首及び期末のファンドの純資産額から求めた内部収益率を年率換算したもの。(販売委託分を含みます)

基準価額騰落率:(資金の流出入状況に依らないファンドの運用成果を測定するための指標)
ファンドの基準価額の変化率を年率換算したもの。

■「セゾン資産形成の達人ファンド」の対参考指標累計超過収益率(年率・複利)

※ 当社では、アクティブファンドによる長期的な資産形成においては、長期的な視点で投資対象の価値を重視して投資を行うことが重要であると考えております。

参考指標に対する相対パフォーマンスは、短期では偶発的な事象の影響を大きく受けるものの、長期的には投資対象の選別能力が反映されると認識しており、長期的な対参考指標累計超過収益率を重視しています。

参考指標:2営業日前のMSCIオールカントリー・ワールド・インデックス(配当込)に当日の我が国の対顧客電信売買仲値を利用して円換算したもの。また、比較は10年間以上の長期の期間を用いて行います。

■長期投資の重要性に関わるお客さま向けメッセージの発信回数

(3) 販売においては、長期・積立投資を推奨し、短期的投資や乗換投資を推奨することはございません。

■平均保有期間

平均保有期間:各期の平均残高を年間解約額で除したもの

■定期積立プラン利用率(新規顧客、全顧客)

新規顧客:評価期間中に開設された総合取引口座のうち、定期積立プランの申込みが同時にあった割合

全顧客:評価時点における全総合取引口座のうち、定期積立プランを利用している割合

■販売額に占める「定期積立プラン経由販売額」の割合

(4) 販売手数料はお客さまの投資効率を悪化させるとの考え方から、徴収いたしません。

■販売手数料を徴収しているファンドの割合(販売委託分を含みます)

2. 利益相反行為の回避

(1) 当社は、株主などの当社と利害のある関係者等との資産運用業務に関連する取引等を一切行いません。

■利害関係者等との資産運用業務に関連する取引の数

利害関係者等:当社株主ならびに株主の親会社および子会社等

資産運用業務に関連する取引:運用の指図や資産管理に付随する取引

(2) 当社は、当社ファンドの投資対象を選定するにあたり、当該有価証券の発行者と特別な関係を持ちません。

■検証期間中に新規採用されたファンドの発行者との状況

■運用担当者と有価証券発行者(対象となり得る会社を含む)との接待贈答の件数

(3) 当社は、当社ファンドの募集・販売は直接販売を旨といたしますが、他社に委託する場合には、当社ファンドの販売に関して、この宣言に同意することを条件といたします。また、当社は、販売を委託する会社と特別な関係を持ちません。

■販売会社による当社フィデューシャリー宣言への同意率

(4) 当社は、当社ファンドの募集・販売を行う販売会社等との間で他の取引を行う場合には、お客様の利益に合致するものであることを前提といたします。

■セミナー等の「他の取引」の件数のうち、お客様の利益に合致していない取引の件数

3. 報酬等の合理性

(1) 当社は、お客様の最善の利益を実現するためにのみ業務を行い、そのために合理的に必要な報酬等を受け取ります。

■役職員の固定報酬と変動報酬の比率

固定報酬:当年度の会社の業績とは直接連動しない役員報酬、給与および賞与

変動報酬:当年度の会社の業績に直接連動して支給される役員報酬、賞与

(2) 当社は、お客様に提供するサービスに応じた合理的な報酬率をもって、信託報酬等の費用を定めます。同一内容のサービスを提供するお客様に対して、報酬の請求に関し、異なる取り扱いはいたしません。

■当社で直接購入する場合の信託報酬と、当社が委託する販売会社を通じて購入する場合の信託報酬の差異

(3) 既存ファンドの信託報酬等についても、適宜その適正性につき、当社の「事業継続性」と「お客様のコスト低減」とのバランスを図りながら検討を行い、不断の経営努力によりその低減に努めます。

■信託報酬等の引き下げ実績

(4) 当社が他社にファンドの販売を委託する場合の販売会社に対する信託報酬率は、当社が当社の直接販売においてあらかじめ定める信託報酬配分率を、すべての販売会社に対して適用いたします。また、販売手数料を徴収することは認めません。

■同じ信託報酬配分率が適用されているファンドと販売会社の率

■販売手数料を徴収していないファンドと販売会社の率

4. 重要な情報のわかりやすい提供

(1) 当社ファンドのお客さまのご負担いただく費用、リスク・リターン特性などの基本的なしくみや特徴および運用状況等については、目論見書や運用報告書等の法定開示書類のみならず、当社ウェブサイト・動画・運用報告会などで、お客様にわかりやすくお伝えいたします。

■当社ウェブサイトにおける商品説明ページ閲覧数

■当社ウェブサイトにおける商品説明動画視聴回数

■当社ウェブサイトにおける運用報告会動画視聴回数

■商品説明セミナー開催回数

■運用報告会開催回数

(2) コールセンターを設置することで、お客様のご不明な点に直接お答えできる態勢を整えます。

■お客様窓口(コールセンター)の応答数

5. お客さまにふさわしいサービスの提供

(1) 当社では、お客さまの長期・積立投資にふさわしい商品・サービスのみを提供いたします。

■長期・積立投資の観点で、家族・知人に紹介したいと思う顧客の割合

※ 当社としては、お客さまに対し長期・積立投資にふさわしい商品・サービスのみを提供しているかどうかを判断する指標として、「家族・知人に紹介したいと思うか？」という点を重視しています。当計数はアンケート等により算出します。

■総合取引申込書に記載された口座開設動機のうち、「家族・知人からの紹介」の割合

■当社提供商品に占める資産形成に資するファンド(つみたてNISA採用商品)の割合

■当社提供商品に占める毎月分配型ファンドの割合

(2) お客さまが長期資産形成を円滑に行えるように、投資教育に力を注ぎます。

■長期投資や資産形成をテーマとしたセミナー(本項目では以下「セミナー」という)の開催回数

■セミナー来場者数

■出版書籍数

■投資教育に係るメディア掲載数

■当社ウェブサイトにおける投資教育コンテンツの数と閲覧数

■メールマガ配信数・開封率

■セミナー満足度

■当社ウェブサイトにおける投資教育に係る動画の閲覧数

6. 遵守態勢

(1) 当社が「お客さまのためにのみ」資産運用を行う会社であることを、役職員全員がゆるぎない価値観として共有いたします。

■役職員におけるフィデューシャリー宣言の浸透度

※ 役職員向けテストにより測定します。

(2) 「お客さまのためにのみ」業務を行う者として必要な専門性と倫理観を持った人材を育成し、そうした観点からの適切な人事評価を行います。

■専門性を高めるための研修の回数

■倫理観を高めるための研修の回数

■人事評価における専門性関連項目と倫理性関連項目の割合

(3) 当社は、この宣言を遵守するためにフィデューシャリー委員会を設置し、遵守状況等について確認とともに、より良い施策の検討を行います。

■フィデューシャリー委員会平均出席率

■フィデューシャリー委員会検討議案数

(4) 当社は、この宣言が遵守されているかどうかを監視する独立した内部監査部門を強化し、違反行為の未然防止に努めます。

■内部監査の実施回数

■事例の検証件数と、疑わしい事例の指摘件数

(5) 取締役会は、この宣言の遵守状況につき、内部監査部門から定期的に報告を受け、遵守状況を監視・監督いたします。

■取締役会への報告回数とその内容

フィデューシャリー宣言に係る取り組み状況を定期的に公表するとともに、宣言内容について、フィデューシャリー委員会において定期的に見直しを行い、必要に応じ改定してまいります。

■取り組み状況の公表頻度

■フィデューシャリー委員会の開催頻度

■フィデューシャリー宣言の見直し検討回数と改定実績件数

2017年6月29日 制定
2018年2月28日 改定
2018年8月31日 改定
2019年1月30日 改定